

**(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本・実施設計業務
受託候補者選定のためのプロポーザル説明書**

2025 年 5 月 30 日公表

1 契約の目的

町田市は、「町田市 5 ヶ年計画 22-26」及び「新・町田市子どもマスタープラン」に基づき、子どもの居場所の充実をはかるため、子どもセンター（大型の児童館）の補完施設として子どもクラブ（小型の児童館）の整備を進めています。

本業務では、土地条件を活かした外遊び空間や子どもの意見を反映した諸室配置、整備工事費の低減等のより詳細な検討を行ったうえで、(仮称) 金井・薬師子どもクラブの建築工事の基本設計及び実施設計を行うものです。

2 (仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画

9 館目である(仮称) 金井・薬師子どもクラブは、整備地が斜面地であることから、基本・実施設計を実施する前に、傾斜の利活用や隣接する金井遊歩公園との一体性確保等の前提条件や、建物を配置する際の方針などをまとめた「(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本計画」（以下、基本計画という。）を策定しました。

策定にあたっては、地域の子どもの対象としたアンケート及びワークショップを実施し、要望の多かったものを基本計画に反映しています。

基本計画は以下のリンクからご覧いただけます。

<https://kosodate-machida.tokyo.jp/soshiki/4/2/10/13335.html>

3 契約の概要

契約件名	(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本・実施設計業務委託
契約期間 (業務実施期間)	契約締結日 ～ 2027 年 1 月 29 日 (契約締結日 ～ 2027 年 1 月 29 日)
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	(仮称) 金井・薬師子どもクラブ基本・実施設計業務委託仕様書のとおり。
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約保証金の納付は免除する。
契約代金の支払方法	契約代金は、年度ごとに一括払いとし、 契約目途額に記載する金額を上限とした支払いとする。
契約目途額 (予定価格)	契約金額の上限は 42,630,000 円とする。 ただし、各年度の上限は以下のとおりとする。 2025 年度：12,789,000 円 (30%) 2026 年度：29,841,000 円 (70%)

整備の概要

施設名称	(仮称) 金井・薬師子どもクラブ
所在地	町田市金井 2 丁目 6-2
面積	1350.38 m ²

用地の状況	未活用
用途地域	第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
高度地区／防火地域	31m第1種高度地区、準防火地域
計画スケジュール	基本・実施設計：2025～2026 年度 建 築 工 事：2027～2028 年度

4 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

5 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

（1）参加者の構成等

- ①参加者は、次に示す単体企業とする。
- ②参加申込時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。

（2）参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、プロポーザル参加者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスの共同格付において、建築設計格付順位が1位から200位以内の建築設計事務所であること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと。
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続して5年以上行っていること。
- ⑤2015年4月1日以降に、子ども施設の新築、改築、増築の建築設計を完了した実績を有していること。
- ⑥業務責任者及び主任担当者は、参加申込書提出の日以前から設計者と直接的雇用関係にあること。

（3）参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。

- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。
- ④民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。
- ⑤破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ⑥町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でない者。
- ⑦私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑧法人税、事業税、消費税、地方消費税、及び町田市内に本店、支店を置く企業においては市税を滞納している者。
- ⑨他の参加者として参加している者。また、他の参加者と資本金又は人事面において関連がある者。
- ⑩提出された書類の記載事項に虚偽のある者。

6 業務実施の条件

業務実施に関して、業務責任者、主任担当者は以下の内容に該当することを条件とします。

- (1) 業務責任者は一級建築士であること。
- (2) 業務責任者及び主任担当者はそれぞれ 1 名であること。
- (3) 業務責任者は、2015 年 4 月 1 日から参加申込書の受付締切日までの間に、子ども施設の新築、改築、増築の建築設計を完了した実績を有していること。
- (4) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力会社が 4.(2) ①～④を満たしていること。
 - ※「業務責任者」とは、建築設計業務委託契約約款記載のほか、本業務の技術上の管理及び総括等を行う者で、受託者が定めた者をいいます。
 - ※「主任担当者」とは、その業務を行うとともに、業務に関する担当者の総括を行う者で受託者が定めた者をいいます。

7 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表・資料配布	2025 年 5 月 30 日（金）
(2)	参加申請の受付	2025 年 6 月 13 日（金）17 時まで
(3)	ヒアリング時間等の通知	2025 年 6 月 19 日（木）
(4)	質疑の提出	2025 年 6 月 27 日（金）17 時まで
(5)	質疑の回答	2025 年 7 月 3 日（木）
(6)	提出書類の作成、提出	2025 年 7 月 15 日（火）17 時まで
(7)	プレゼンテーション、ヒアリング	2025 年 8 月 7 日（木）の指定時間
(8)	評価、採点	2025 年 8 月 7 日（木）
(9)	結果通知、結果公表	2025 年 8 月 14 日（木）
(10)	契約内容の調整、仕様書の決定	2025 年 8 月 21 日（木）まで
(11)	見積書の提出	2025 年 8 月下旬予定

(12)	契約書の調印	2025 年 9 月下旬予定
------	--------	----------------

8 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 建築設計業務委託契約書及び約款
- ③ 設計業務受託仕様書
- ④ 基本・実施設計業務委託特記事項
- ⑤ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑥ プロポーザル参加申請書（様式 1）
- ⑦ 業務実施体制（様式 2）
- ⑧ 子ども施設の設計実績（様式 3）
- ⑨ 業務責任者の実績（様式 4）
- ⑩ 質疑書（様式 5）
- ⑪ 提案書（様式 6）
- ⑫ 見積書（指定様式なし）
- ⑬ 企画書（指定様式なし）
- ⑭ 工程計画表（指定様式なし）

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の皆さんへ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、下記書類を、2025 年 6 月 13 日（金）17 時までに、子ども生活部児童青少年課に郵送、メール又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。持参の場合は希望日時を子ども生活部児童青少年課へ事前連絡してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 • 特に指定がある場合を除き、A4 判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 • 文字サイズは 10 ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
プロポーザル参加申請書 （様式 1）	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で提出してください。 提出部数は 1 部です。

業務実施体制 (様式2)	業務責任者及び主任担当者等に配置予定の者の担当業務、氏名、所属、役職、保有資格について記入してください。 提出部数は1部です。
子ども施設の設計実績 (様式3)	法人として履行した子ども施設の設計実績について、指定様式に契約の概要を記載してください(10件まで)。 2015年4月1日以降に完了した契約に限ります。 提出部数は1部です。
業務責任者の実績 (様式4)	業務責任者に配置予定の者が携わった子ども施設の設計業務について、契約の概要を記載してください。業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます(10件まで)。 2015年4月1日以降に完了した契約に限ります。

(4) 参加申請審査結果通知及びヒアリング時間等の通知

「参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請結果通知書」、プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

ただし、参加を希望する事業者が4者以上の場合、参加申請書類による書類選考を行い、下表の評価項目及び配点により、上位3者を決定します。

評価項目	着眼点	配点
業務実施体制	資格の有無	10点
子ども施設の設計実績	実績件数の多寡	10点
業務責任者の子ども施設の実績	実績件数の多寡	10点

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」(様式5)に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：金井・薬師子どもクラブ質疑_事業者名_送信年月日 (yyyymmdd)

例：金井・薬師子どもクラブ質疑_株式会社マチダシ_20250702

(6) 質疑の回答

質疑があった場合は、提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

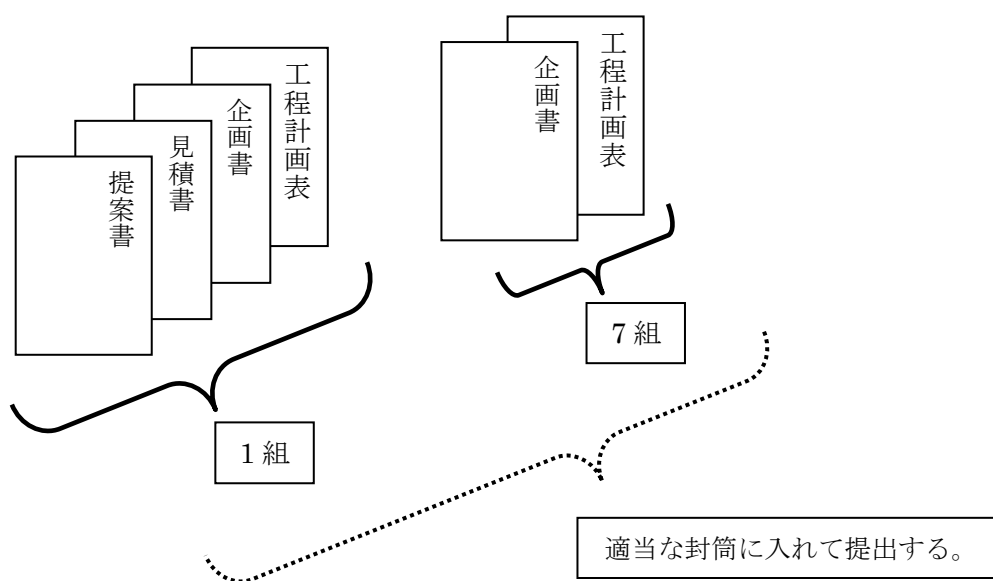
次のとおり提出書類を作成し、2025年7月15日(火)17時までに、子ども生活部児童青少年課に郵送又持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。持参の場合は希望日時を前日までに子ども生活部児童青少年課へ連絡してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項
【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。

文字等の色指定はありません。提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。

書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 (様式6)	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は1部です。
見積書 (指定様式なし)	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書 (指定様式なし)	様式は自由です。 全体で A4 版 4 ページ以内、提出部数は 8 部です。 (仮称) 金井・薬師子どもクラブの基本・実施設計を行うにあたり、以下①～⑤の観点から、貴社の考える施設のコンセプトやその基となる考え方をご提案ください。また、これらを踏まえた施設イメージやアイデアをご提案ください。 なお、施設イメージやアイデアをご提案頂くうえでは、抽象的な表現のみに留まることなく具体的な提案内容について記載し、図表やイラストを用いるなど、伝える力やデザイン性等もアピールしてください。 ※必ず 1 ページ目右上に参加者番号を記載してください。 例：参加者番号：○ 【留意頂きたい観点】 ① 土地条件を活かした外遊び空間の演出 ② 子どもの希望を反映した諸室の配置 ③ 楽しさ・居心地の良さと安全性に配慮した設え・工夫 ④ 工事費抑制の提案 ⑤ 維持管理の効率化
工程計画表 (指定様式なし)	業務実施スケジュールを記載してください。 ページ数は 2 ページ以内。提出部数は 8 部です。

【書類の綴り方】



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行ないます。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2025 年 8 月 7 日（木） 予定 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市本庁舎 会議室 9-3
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、10 分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター、拡大したプレゼンテーション資料等の資機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約 15 分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、4 名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。 当日に、新しい資料等の提出はできません。

(9) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点

することがあります。

評価項目	配点
企画力	50 点
実績	20 点
プレゼンテーション	10 点
業務実施体制	10 点
提案金額	10 点
合計	100 点

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、企画力とプレゼンテーションの合計得点が最も高い者を契約候補者に特定します。それでも決しない場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。見積金額も同価であった場合は、くじ引きとします。

(10) 最低選定基準

プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングに基づく評価・採点の結果、プロポーザル参加者の得点が60点を下回った場合、契約候補者として選定しません。

(11) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(12) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と子ども生活部児童青少年課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(13) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(14) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

9 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザ

ルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

(8) 提出された書類は一切返却いたしません。

10 本案件に係る問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課青少年係（町田市役所本庁舎 2 階 202 窓口）

所在地：〒194-8520 町田市森野 2 丁目 2 番 22 号

電 話：042-724-4097

e-mail：mcity7610@city.machida.tokyo.jp